

## 金融検査マニュアル 新旧対照表

改定前	改定後
<p>オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト (別紙2)</p> <p><b>Ⅲ. 個別の問題点</b></p> <p><b>4. 預金口座の名寄せ</b></p> <p>(1) 預金保険法第55条の2第4項及び法第58条の3第1項を遵守するための取組みがなされる態勢を整備しているか。 <u>(新設)</u></p> <p>(2) 名寄せデータが適切に維持、登録される態勢となっているか。</p> <p>(3) 名寄せデータ(名寄せ用カナ氏名、生年月日等)が正しく登録されているか。また、登録状況を検証しているか。 <u>(新設)</u></p> <p>(4) 新商品取扱に係るプログラム修正やシステム更改等を実施した場合におけるシステム対応は適切にとられているか。</p> <p>(5) 保険事故発生から磁気テープ等を預金保険機構に提出するまでの作業について、手順書・マニュアルが整備されているか。また、法第58条の3第1項に規定する措置に関する内閣府令第1項第1号及び第2項に基づくデータをシステムに反映するまでの作業及び当該データを用いずに支払対象決済用預金を払戻す作業についても同様の整備がなされているか。</p>	<p>オペレーショナル・リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト (別紙2)</p> <p><b>Ⅲ. 個別の問題点</b></p> <p><b>4. 付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等</b></p> <p>(1) 預金保険法第55条の2第4項及び第58条の3第1項を遵守するための取組みがなされる態勢を整備しているか<sup>6</sup>。</p> <p>(2) 名寄せに係るデータベース及びシステムの整備等を適切に行っているか。 <u>具体的には、以下のような対応を適切に行っているか。</u></p> <p>① 名寄せデータが適切に維持、登録される態勢を整備しているか。</p> <p>② 名寄せデータ(名寄せ用カナ氏名、生年月日等)を正しく登録しているか。また、登録状況を検証しているか。</p> <p>(3) 保険事故が発生した場合における支払対象預金等に係る保険金の支払又はその払戻し、その他の保険事故に対処するために必要な措置の円滑な実施の確保を図るために必要なシステムの整備等を適切に行っているか。</p> <p>(4) 新商品取扱に係るプログラム修正やシステム更改等を実施した場合におけるシステムの整備等を適切に行っているか。</p> <p>(5) 以下の作業について、手順書・マニュアルを整備しているか<sup>7</sup>。</p> <p>① 保険事故発生から磁気テープ等を預金保険機構に提出するまでの作業(同法第55条の2第3項)。</p> <p>② 金融機関が預金保険機構から預金等に係る債権に関するデータを受け取った後、当該データを預金等の払戻しを行っているシステムにおいて処理するまでの作業(預金保険法第58条の3第1項に規定する措置に関する内閣府令第1条第1項第1号)。</p> <p>③ 上記②のデータを用いずに支払対象決済用預金の払戻しを行う作業(同項第2号)。</p> <p>④ 保険事故発生後の預金等の変動に係るデータを預金保険機構に提出する作業(同</p>

改定前	改定後
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>項第3号)。</u></p> <p><u>⑤ 預金者等に対する債権と支払対象預金等との相殺及び預金等債権の買取り等に係る作業 (同項第4号)。</u></p> <p><u>脚注6 「預金保険法第55条の2第4項及び第58条の3第1項関連チェック項目」(監督指針・参考資料編)を参照。</u></p> <p><u>脚注7 「預金保険法第55条の2及び第58条の3に規定された有事の措置を円滑に行うための手順書・マニュアルに関するチェックポイント」(預金保険機構)を参照。</u></p>